

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令案 に対する意見の募集(パブリック・コメント)の結果について

令和8年6月19日(金)

環境省自然環境局

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について、以下のとおり意見の募集(パブリック・コメント)を実施しました。

1. 概要

- (1)意見募集期間:令和8年4月24日(金)から令和8年5月23日(土)まで
- (2)実施方法:電子政府の総合窓口(e-Gov)
- (3)意見提出方法:e-Govの「意見提出フォーム」、郵送

2. 意見募集の結果

- (1)意見提出件数:e-Govの「意見提出フォーム」3通
- (2)整理した意見の数:8件
- (3)いただいた御意見と御意見に対する考え方:別紙のとおり

いただいた御意見と御意見に対する考え方

No.	御意見	御意見に対する考え方
1	<p>本省令案については、「単なる通過」と「実質的な活動」の線引き、経過措置中の事後報告、報告内容の具体性、情報公開、違反時対応等について、なお明確化すべき点があると考えます。以下の点について、再検討又は明確化を求めます。</p> <p>1. 「単なる通過」と「南極地域活動」の線引きを明確にすべき</p> <p>本省令案では、南極地域の海域を単に通過する船舶又は航空機の航行・飛行については、引き続き特定活動として扱われ、事前確認の対象外となるものと理解しています。</p> <p>しかし、航行又は飛行中に、海洋観測、採水、採泥、生物観察、写真・映像撮影、ドローン飛行、音響調査、機材試験、観光上陸準備等を行った場合、それが「単なる通過」に含まれるのか、事前確認が必要な活動に当たるのか不明確です。</p> <p>「通過に付随する行為」の範囲を広く認めすぎると、実質的な科学調査、観光活動、民間調査等が事前確認を回避する抜け道となるおそれがあります。そのため、以下の点を明確にすべきです。</p> <p>単なる通過に該当する行為の具体例 単なる通過に該当しない行為の具体例 航行中又は飛行中の観測・撮影・採取行為の扱い ドローン、無人機、観測機器の使用の扱い 南極特別保護地区への接近又は立入りに関する基準</p>	<p>南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成9年総理府令第53号。以下「規則」という。）第4条は、南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）による改正後の法第3条第6号ロにおいて省令に委任されている「単に南極地域の海域を通過するに過ぎない船舶又は航空機の航行又は飛行（南極特別保護地区への立入りを除く。）に付随する行為」として特定活動に該当する行為を定める規定であり、単に南極地域の海域を通過するに過ぎない行為等の例示については環境省令に委任されていないことから、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、航行又は飛行中に、海洋観測等を実施する場合には、「単に南極地域の海域を通過するに過ぎない船舶又は航空機の航行又は飛行」には当たらず、南極地域活動計画の確認申請が必要となります。新たに確認申請の対象となる南極地域活動を行う関係者に対しては、改正法の内容について事前に周知を行うことを予定しています。</p>
2	<p>2. 経過措置中の活動についても、可能な限り事前届出又は簡易確認を求めべき</p>	<p>経過措置は、改正法施行前には南極地域の環境の保護に関する法律（平成9年法律第61号。以下「法」</p>

	<p>改正法案の施行時点で、既に南極地域で活動している者については、一定の経過措置が設けられ、活動終了後に環境大臣へ報告する仕組みとされています。</p> <p>しかし、南極地域の環境は非常に脆弱であり、事後報告だけでは、環境影響が発生した場合に十分な予防措置を講じることができません。</p> <p>経過措置中であっても、可能な限り以下の措置を求めるべきです。</p> <p>活動内容の事前届出 活動場所・航路・期間の簡易確認 緊急時の連絡体制の明示 環境影響が懸念される場合の活動中止又は変更要請 事故・漏えい・野生生物への影響が生じた場合の即時報告</p> <p>経過措置は必要ですが、南極環境の保護を弱めるものであってはなりません。</p>	<p>という。)に基づく特定活動に該当し、改正法の施行により特定活動ではなくなる南極地域活動を施行時点において実施する者について、円滑な制度移行を図る観点から設けているものです。具体的には、法第3条第6号の改正規定の施行の際現に改正前の同号に掲げる特定活動のうち同号ロ又はハに該当する南極地域活動をしている者が最初に南極地域から出るまでの間にする当該南極地域活動については、南極地域活動計画の確認申請を要しないこととされており（改正法附則第3条第1項）、その代わり、当該南極地域活動をしている者は、環境省令で定めるところにより、当該南極地域活動が終了した後、遅滞なく、環境大臣に対し、当該南極地域活動として実施した内容その他環境省令で定める事項を報告しなければならないこととされています（同条第2項）。これらは、改正法附則に規定されている事項であるため、当該南極地域活動の終了以前に届出や報告等を求めることは改正法の趣旨に反することから、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、当該南極地域活動により不測の事態が生じた場合については、法第21条に基づく報告徴収又は行政指導により状況の報告を求めること等により、適切に対応してまいります。</p>
3	<p>3. 報告事項をより具体化すべき</p> <p>本省令案では、経過措置中に行われた南極地域活動について、環境大臣への報告事項及び報告書様式を追加するものとされています。</p>	<p>改正法附則第3条第2項において、経過措置期間中の南極地域活動の終了後に環境大臣に報告する事項は、「当該南極地域活動として実施した内容その他</p>

	<p>しかし、報告内容が抽象的である場合、活動が南極環境に与えた影響を十分に検証することができません。</p> <p>少なくとも、以下の事項を報告対象に含めるべきです。</p> <p>活動主体の名称・責任者</p> <p>活動日時</p> <p>活動場所</p> <p>航路・飛行経路</p> <p>GPS 記録・航跡データ</p> <p>船舶・航空機・観測機器の種類</p> <p>実施した調査・観測・採取・設置・回収の内容</p> <p>採取した試料の種類・数量</p> <p>廃棄物・排水・燃料漏れの有無</p> <p>野生生物への接近・影響の有無</p> <p>南極特別保護地区への接近又は立入りの有無</p> <p>環境上の異常、事故、トラブルの有無</p> <p>写真・映像等の記録</p> <p>単なる活動概要だけではなく、環境影響を検証できる具体的な記録を求めるべきです。</p>	<p>環境省令で定める事項」とされているところ、本省令案附則第2条においては、改正法で明示されている「当該南極地域活動として実施した内容」に加え、「南極地域活動の目的、時期及び場所」を報告事項として規定するとともに、当該報告に用いる報告書の様式（様式第附二）の中で、報告者（経過措置期間中に南極地域活動をした者）の住所及び氏名の記載欄を設けています。報告内容が抽象的で行われた南極地域活動の概要を把握することができない場合や、当該南極地域活動により環境影響が生じており、より詳細な情報が必要である場合には、法第21条に基づく報告徴収又は行政指導により、必要な報告を追加的に求めることとし、本省令案については原案のとおりとさせていただきます。</p>
4	<p>4. 報告内容は可能な限り公開すべき</p> <p>環境大臣への報告制度を設けることは必要ですが、報告内容が行政内部にとどまるだけでは、制度の透明性が十分とはいえません。</p> <p>南極地域は国際的に保護されるべき環境であり、その活動状況については、国民、研究者、環境団体、国際社会が一定程度確認できる仕組みが必要です。そのため、企業秘密、安全保障上の情報、個人情報等に配慮しつつ、以下の情報については公開すべきです。</p>	<p>本省令案の内容とは直接関係しませんが、頂いた御意見は、南極条約第7条5に基づく活動の通告に関係する御意見として参考とさせていただきます。</p>

	<p>活動主体 活動目的 活動場所 活動期間 活動概要 採取・設置・回収等の有無 環境影響の有無 事故・漏えい・違反の有無 環境大臣への報告結果の概要 透明性を確保することにより、活動主体の適正な行動を促し、南極環境保護への国民の信頼を高めることができます。</p>	
5	<p>5. 虚偽報告・未報告・抜け道的運用への対応を明確にすべき 南極地域は遠隔地であり、現地での行政監視が困難です。そのため、活動主体による自己申告や事後報告に依存する部分が大きくなります。 しかし、自己申告に頼る制度では、虚偽報告、未報告、通過を装った実質的活動、南極特別保護地区への接近又は立入りなどを十分に防げないおそれがあります。 以下の点を明確にすべきです。 未報告の場合の措置 虚偽報告が判明した場合の措置 事前確認を回避した活動への対応 再発防止措置 今後の南極地域活動計画の確認における不利益取扱い 悪質な違反事例の公表 監視・確認のための航跡データ等の提出義務 制度の実効性を確保するためには、報告義務だけでなく、違反時の対応を明</p>	<p>違反時の対応については、改正法附則第3条第3項及び第4項に規定されており、環境大臣への報告をせず、又は虚偽の報告をした者及びその法人等は、20万円以下の罰金に処することとされています。また、未報告が発覚した場合には、行政指導により報告を求めることとします。</p>

	<p>確にする必要があります。</p>	
6	<p>6. 科学調査等の種類ごとに環境影響評価の基準を示すべき</p> <p>南極地域の海域で行われる科学的調査等といっても、その内容は多様です。採水、採泥、生物採集、音響調査、ドローン飛行、観測機器の設置、船舶航行、潜水調査等では、環境影響の程度が異なります。</p> <p>したがって、すべてを一律に扱うのではなく、活動の種類やリスクに応じた環境影響評価の基準を示すべきです。</p> <p>例えば、以下のような区分が必要です。</p> <p>軽微な観測活動</p> <p>試料採取を伴う活動</p> <p>生物採集を伴う活動</p> <p>海底・海氷・岩石等に影響を与える活動</p> <p>野生生物への接近を伴う活動</p> <p>ドローン・無人機を用いる活動</p> <p>観測機器の設置・回収を伴う活動</p> <p>南極特別保護地区又はその周辺に関わる活動</p> <p>活動の性質に応じて、必要な事前確認資料、環境影響評価、モニタリング、報告事項を変えるべきです。</p>	<p>本省令案の内容とは直接関係しませんが、頂いた御意見は、南極環境影響評価実施要領(平成9年環境庁告示第57号)を運用する上で参考とさせていただきます。</p>
7	<p>7. 施行までの周知期間と説明資料を十分に確保すべき</p> <p>本省令案の施行日は、改正法案の公布日から20日を経過した日とされています。</p> <p>しかし、南極地域で活動する研究機関、大学、船舶運航者、観光事業者、民間企業等にとって、制度変更への対応には一定の準備期間が必要です。</p> <p>施行前に、以下を整備すべきです。</p> <p>対象活動の具体例</p> <p>対象外となる通過行為の具体例</p>	<p>本省令案の施行日は、法第3条第6号の改正規定及び改正法附則第3条の規定の施行日と同日としております。当該規定の施行により、新たに確認申請の対象となる南極地域活動を行う関係者に対しては、改正法の内容について事前に周知を行うことを予定しています。</p>

	<p>報告書様式の記載例</p> <p>Q&A</p> <p>相談窓口</p> <p>英語版の説明資料</p> <p>研究機関・事業者向け説明会</p> <p>経過措置の対象範囲の明確化</p> <p>制度変更を適切に運用するためには、単に省令を施行するだけでなく、関係者への十分な周知と実務支援が必要です。</p>	
8	<p>・南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令案の制定文において南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律の法律番号を示しており、また、「南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律」という題名の法律は令和8年4月3日に内閣が国会に提出した法律案以外に存在せず紛れることがないため、同省令案の附則第一条において改めて法律番号を示す必要はないのではないか。以下のような用例も踏まえて検討されたい。</p> <p>(参考用例)</p> <p>・子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第三十二号）（抄）</p> <p>内閣は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十一条の七並びに子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第四十七条第四項第三号及び第五号の規定に基づき、この政令を制定する。</p> <p>附 則</p> <p>(改正法附則第四十七条第四項第三号及び第五号の政令で定める部分)</p> <p>2 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第四十七条第四項第三号の政令で定める部分は、次の各号に掲げる繰入</p>	<p>・貴見のとおり修正いたします。御指摘ありがとうございます。</p>

<p>金又は補助の区分に応じ、当該各号に定める部分とする。</p> <p>一～五 略</p> <ul style="list-style-type: none">・租税特別措置法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第四百一号）（抄） <p>内閣は、租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第八十一号）の施行に伴い、並びに同法附則第二条第一項から第三項まで、第五項及び第九項並びに第四条の規定に基づき、この政令を制定する。</p> <p>附 則</p> <p>（揮発油税超過額の算定方法等）</p> <p>第三条 租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第二条第一項の規定により控除すべき揮発油税超過額（同条第十二項第五号に規定する揮発油税超過額をいう。以下この条、次条及び附則第五条第一項第七号において同じ。）又は改正法附則第二条第四項の規定により還付すべき揮発油税超過額に相当する金額は、附則第五条第一項第六号に掲げる合計数量につき、改正法附則第二条第十二項第五号イ（1）及び（2）に掲げる金額から同号ロに掲げる金額を控除した金額とする。</p> <p>2 略</p>	
---	--

以上